

博士学位論文審査要旨

2016年2月2日

論文題目： 内部統制システムと取締役の責任

学位申請者： 丹羽 はる香

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 伊藤 靖史

副査： 法学研究科 教授 川口 恭弘

副査： 法学研究科 教授 釜田 薫子

要 旨：

本論文は、業務分担と権限委譲が組織運営上当然の前提となっている一定規模以上の株式会社を念頭に置いて、そのような会社の内部統制システムに不備がある場合の取締役の責任について考察するものである。

本論文は、第一編において、取締役の内部統制システム構築・維持義務に関するわが国の従来の裁判例および学説を分析し、そこから、内部統制システムの構築・維持に関する取締役の裁量の具体的な考慮のあり方を本論文の検討課題とする。

本論文の第二編では、外国法に関する分析が行われる。比較法の対象としては米国法およびドイツ法が取り上げられ、それぞれの国の判例や学説が詳細に分析される。その上で、いずれの国においても内部統制システムの構築に関する取締役の義務違反が主に問題とされるのは法令遵守体制であり、また、法令遵守体制の不備については、取締役会に情報が報告される仕組みが特に重視されること、さらに、損失危険管理体制について、基本的には義務違反は問題とされないことが示される。

本論文の第三編では、以上のような外国法の分析から示唆を得て、著者の見解が示される。著者は、問題を、内部統制システムについて法令で要求される内容が一通り整備されていたかどうかと、会社の損失や従業員の違法行為を回避するための具体的な仕組みが欠けていたかどうかという次元に分け、それぞれについて、取締役の任務懈怠に関する具体的な判断の方法を提言している。

本論文は、わが国の上場会社等で社外取締役の選任が増加している現状において重要性を増してきている取締役の内部統制システム構築・維持義務について、先行研究ではなお解明されていなかった問題に取り組むものである。検討の際には、わが国の従来の裁判例や先行研究の丹念な分析から検討課題が導き出されている。また、従来よく研究されてきた米国法だけでなく、ドイツ法も十分に参照され、比較法的な考察をもとに、合理的かつ穏当な提言を行っている。

よって、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2016年2月2日

論文題目： 内部統制システムと取締役の責任

学位申請者： 丹羽 はる香

審査委員：

主 査： 法学研究科 教授 伊藤 靖史

副 査： 法学研究科 教授 川口 恭弘

副 査： 法学研究科 教授 釜田 薫子

要 旨：

審査委員は、2016年2月2日（火曜日）、午後3時から4時まで、光塩館第1共同研究室において、総合試験を行った。はじめに、学位請求者から、本論文の問題意識、内容および研究上の意義について説明を受け、次いで、審査委員との間で質疑を行った。審査委員からは、問題を、内部統制システムについて法令で要求される内容が一通り整備されていたかどうかと、会社の損失や従業員の違法行為を回避するための具体的な仕組みが欠けていたかどうかという次元に分けることの是非や、内部統制システムが一通り整備されていたということの意味をはじめ、多岐にわたる質問が行われたが、学位請求者は、終始誠実かつ的確な応答を行い、高度の法的分析能力を有していることを示した。また、学位請求者は、本論文の執筆に際して、外国法文献および判例として、英語・ドイツ語の文献および判例を多数用いており、法学分野における英語およびドイツ語を含む語学能力を十分に備えていると判断した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 内部統制システムと取締役の責任

氏名： 丹羽 はる香

要旨：

本稿は、業務分担と権限委譲が組織運営上当前の前提となっている一定規模以上の株式会社、とくに大会社（会社2条6号）である取締役会設置会社（同条7号）を念頭に置いて、このような会社の内部統制システムに不備がある場合の取締役の責任について考察するものである。

大会社の取締役会は、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務および当該会社・子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社則100条）で定める体制に関する事項を決定することにより、その監督体制を整備しなければならない（会社362条4項6号・5項）。この体制は「内部統制システム」と呼ばれることが多い。内部統制システムの構築およびそれを実際に機能させること（内部統制システムの構築・運用）は取締役の善管注意義務の内容となり、内部統制システム構築・運用義務に違反した取締役は、任務懈怠責任を負う（会社423条1項）。

会社法423条1項は、取締役の会社に対する責任が発生する要件として任務懈怠、会社の損害、任務懈怠と損害の因果関係を定めるが、本稿は、このうちの任務懈怠を検討対象とする。

以上の研究を行うにあたり、本稿は、アメリカ法およびドイツ法を対象とした比較法的考察を行う。

本稿の構成は次の通りである。まず、第一編において従来の裁判例および学説と本稿の検討課題の関係を示し、第二編では外国法の紹介および分析を行う。第二編第二章では、取締役の監視義務が具体化した義務としての内部統制システム構築義務について検討するために、ケアマーク基準をめぐる判例を取り上げる。第二編第三章では、ドイツにおける内部統制システム（「早期警戒システム」とも呼ばれる）に関する裁判例・学説を分析する。以上の分析から示唆を探り、第三編においては、本稿の検討課題を考察する。

第二編第二章における検討は次のようにまとめることができる。

まず、法令遵守体制構築義務違反とならないために求められる行動として重要なことは、レッド・フラッグがない場合においても法令遵守体制を構築することである。具体的には、法令遵守のための方針および手続を定めているか、その方針および手続を会社従業員に周知徹底するための研修を行っているか、これらの法令遵守活動が合理的か否かについて外部監査人の助言を受けているか、外部監査人の助言にしたがい、また、会社の法令遵守状況に応じて、適宜、方針・手続の改定を行っているかという点が、裁判所により審査された。

アメリカにおける「内部統制」の定義は、広範な内容を含むものであるが、デラウェア州の判例で問題となった体制は、「関連法規の遵守」を目的とした体制であり、構成要素のうちとりわけ「統制活動」、「情報と伝達」、「監視活動」にあたるものであろう。会社レベルでの指針の策定、内部監査、従業員に対する研修は統制活動にあたり、取締役会における報告が情報と伝達にあたり、方針・手続の改定が監視活動にあたりと思われる。

システムの細目をどのようなものにするかは、業務執行者の経営判断に任されるが、細目が従業員の違法行為を発見し防ぐために適切であるか否かについて、担当の取締役を定めて報告させる等、業務執行者によるシステム細目の決定について取締役会が監視できるようなシステムが存

在することが求められるだろう。

そして、法令遵守体制を構築したとしても、取締役は、それが違法行為についての情報を適時に取締役会に提供するシステムであるかを監視し続けなければならない。法令遵守体制がうまく機能していないことを疑わせるような事情が明らかになった場合には、法令遵守体制によって取締役会に提供される情報に対する信頼は保護されず、体制に不備がないかを確認するための何らかの措置をとらなければ監視義務違反になる可能性がある。取締役のビジネス・リスク管理体制構築義務は実質的に否定されている。

第二編第三章における検討は次のようにまとめることができる。

ドイツにおいて、取締役による整備が株式法上明確に求められる体制は、おもに、リスクの大きい取引、粉飾決算、法令違反に関して、会社の財産、収益、財務に重大な影響を及ぼすリスク状態の変化を、早い段階で取締役に伝える体制である。

これらの体制のうち、内部統制システムの不備に基づく責任についてのリーディング・ケースであるジーメンス事件において問題となったのは、法令違反に関する展開を識別するための体制であった。同事件においては、コンプライアンスについて責任を負う者を明らかにすること、コンプライアンスの責任者への報告システムを確立し、責任者に適切な権限を付与すること、システムが適切に作動しているかを監督するために、継続的な情報収集を行うことが求められたと考えられる。

以上の分析から示唆を探り、第三編において、本稿の検討課題を考察する。

本稿は、結論として、まず、内部統制システムの不備が存在するか否か、および、内部統制システムの不備に関して取締役に任務懈怠が認められるか否かという2つの点は、異なる基準で判断されるべきであると考え。内部統制システムに不備があるかという問題とシステムの不備について取締役の任務懈怠が認められるかという問題は別物であるため、両者を判断するための基準も別でなければならないと考えるからである。

システムの不備については、それぞれの会社の事業や資金運用などの取引が直面するリスク、および、当該事業や取引を行う会社が採用する内部統制システムの一般的な水準が重要であり、それらについての調査を十分に行い、必要であれば専門化の意見も聞きながら自社のシステムについて検討を行ったかということが判断基準となるべきである。

これに対して、取締役に任務懈怠があるかを考えるということは、内部統制システムの不備を正すことが取締役の職務であるかを考えることであり、この際に重要なのは信頼の権利である。信頼の権利とは、他の取締役の業務執行に疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、当該取締役の業務執行に問題がないと信頼することができるという考え方である。この考え方に沿えば、内部統制システムに不備があると評価できるからといって、取締役が任務を怠ったことにはならないのである。

本稿は結論として、次に、内部統制システムの不備が存在するか否かは、(1) 会社法 362 条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条 1 項各号・3 項各号が定める体制等について整備されていたとはいえないという次元と、(2) (1) の次元の不備はないものの、会社の損失や従業員の違法行為を回避するための具体的仕組みが欠けているという次元に分けて判断されるべきであると考え。端的にいうと、どちらの次元の不備かによって、取締役会メンバー全員の任務懈怠であるかそうではないのかが変わると考えるからである。

どのように変わるか。(1) の次元に問題がある場合には、内部統制システムの整備という職務を怠ったことが、大会社である取締役会設置会社においては取締役全員の任務懈怠であると考えられるべきである。この理由は以下の通りである。すなわち、内部統制システムの整備が取締役会の専決事項である(会社 362 条 4 項 6 号)ということは、それについては取締役全員の協議により

適切な意思決定がなされることが期待されているということであり、かつ、会社法 362 条 5 項により決定義務が課されているから、内部統制システムについて整備することは取締役全員の職務であると考えるのが妥当である。そして、会社 366 条 1 項本文によれば取締役会の招集は各取締役がすることができ、同項但し書に基づいて、定款または取締役会決議により招集権者が定められている場合であっても、同条 3 項の要件を充たせば招集権者として定められていない取締役が取締役会を招集することができ、内部統制システムの整備について取締役会での決定を行うために必要な招集権もすべての取締役が有するのである。したがって、内部統制システムについて整備ができていない場合には、取締役全員の任務懈怠を認めるべきであろう。

(1) の次元には問題がないものの (2) の次元に問題がある場合には、(a) 損失を出した部門、あるいは違法行為が行われた部門を担当する取締役、(b) 当該部門の指揮系統の上位にある取締役、(c) 当該部門の指揮系統以外の取締役（代表取締役を含む）にグループ分けをして、取締役に任務懈怠があったかを判断する。

それぞれの次元における不備の有無をどのように判断するべきか。(1) の次元に問題があるかを判断するためには、それぞれの会社の事業や資金運用などの取引が直面するリスク、および、当該事業や取引を行う会社が採用する内部統制システムの一般的な水準についての調査が十分され、必要な体制について取締役会において適宜、検討されたかが基準となるだろう。もっとも、法令遵守体制と損失危険管理体制とでは、取締役会における決定を尊重すべき度合が異なると考えられる。(2) の次元に問題があるかを判断する際には、従業員の違法行為あるいは会社の損失と、ある具体的仕組みが欠けていたこととの間の相当因果関係の有無を基準とすべきであると考える。